公　　告

公共下水道高蔵寺浄化センター場内第１ポンプ場ポンプ機械設備工事について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成20年５月13日

春日井市長　伊　藤　　太

１　制限付き一般競争入札に付する事項

⑴　件名

公共下水道高蔵寺浄化センター場内第１ポンプ場ポンプ機械設備工事

⑵　場所

春日井市気噴町地内

⑶　工期

契約締結日の翌日から平成21年３月13日まで

⑷　工事概要

№.１汚水ポンプ	立軸斜流ポンプ	φ300×10 ㎥/min×14m×37KW	１台
№.２汚水ポンプ	立軸斜流ポンプ	φ400×15 ㎥/min×14m×55KW	１台
脱臭塔	カートリッジ式活性炭吸着塔	24 ㎥/min	1台

⑸　予定価格及び最低制限価格

ア　予定価格　　９３，８８３，６５０円（税込）

イ　最低制限価格　　６８，８４８，５００円（税込）

２　制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　平成20年度及び21年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成５年４月１日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。

⑶　申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月13日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑷　愛知県内に契約締結先を有し、法第３条の規定に基づく許可を受けた本店又は営業所等を愛知県内に設置している者で、営業年数が３年以上であること。

⑸　申込日に１年７か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の機械器具設置工事の総合評定値が、750点以上であること。

⑹　法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。

⑺　平成10年４月１日以降において、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。）発注の上下水道施設のポンプ（口径直径300㎜以上の立軸斜流ポンプを自ら製作し据付け工事の実績があること。）設備工事（改築更新含む。ただし、修繕、補修は含まず。）を元請として１件が２千万円（ＪＶ工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。）以上の施工実績を有する者であること。

⑻　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑼　本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　入札参加申込書の提出

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより、入札参加申

込書に必要な事項を入力し、春日井市のホームページに掲載してある事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書に必要事項を記入し、添付ファイルとして送信すること。

⑴　入札参加申込書の提出期間

平成20年５月13日（火）から５月20日（火）午後４時まで

4　設計図書を示す場所及び日時

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布を次のとおり行う。

⑴　縦覧場所

春日井市財政部管財契約課

⑵　縦覧期間

平成20年５月13日（火）から５月20日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

⑶　縦覧時間

午前８時30分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑷　設計図書の配布

設計図書はMOディスクで配布する。希望者は、電子入札システムで入札参加申込書を送信後、平成20年５月20日（火）午後５時までに入札参加申込書受付票及びウィンドウズ初期化済MOディスク（640メガバイト以下）を財政部管財契約課へ持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着。なお必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）にて申し込むものとする。

⑸　設計図書に対する質問及び回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成20年５月26日（月）正午までに春日井市上下水道部下水建設課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から３日以内に書面で通知する。

5　入札書の提出

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。

⑴　提出期間

平成20年６月４日（水）午前９時から６月５日（木）午後４時まで

⑵　開札の場所及び日時

春日井市総務部総務課

平成20年６月６日（金）　午前10時15分

６　入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第６号）第11条の規定により免除する。

７　入札参加資格確認申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり作成し、平成20年６月５日（木）午後４時までに持参又は郵送（必着）して提出すること。

⑴　提出場所

春日井市総務部総務課

⑵　提出する資格確認申請書等

ア　事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

イ　建設業許可書の写し及び営業所ごとの営業業種一覧表の写し

ウ　経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に１年７か月を経過していない直近のもの）

エ　第２項第７号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

⑶　提出部数　１部

⑷　提出された資格確認申請書等は、申請者に返却しない。

８　入札の執行

⑴　入札は電子入札システムにて行い、紙入札は原則行わない。

⑵　工事費内訳書の提出がない場合及び第７項に規定する資格確認申請書等の提出が期限までにない場合は、無効とする。

⑶　入札に参加する者が１者である場合においても、原則として入札を執行するものと

する。

⑷　落札決定に当たっては、開札後に入札価格の低い者から順に資格確認申請書等で、入札参加資格の確認を行い、最初に資格を有すると認められた者を落札者と決定する。

なお、その際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

⑸　入札の回数は、１回とする。

９　契約書作成の要否　　要

10　入札の無効等

第２項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、開札後に入札参加資格の確認を行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

11　その他

⑴　工期は、事情により変更することがある。

⑵　入札参加者は、本公告、春日井市建設工事等に係る電子入札取扱要領（平成19年６月１日施行）、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）利用規約（平成18年９月６日施行）、春日井市入札者心得書（平成４年５月１日施行）を遵守するものとする。

⑶　制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。

⑷　契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、

並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

12　問い合わせ先

春日井市鳥居松町５丁目 44 番地

春日井市総務部総務課総務担当（電話　0568－85－6067）

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話　0568－85－6267）

春日井市上下水道部下水建設課施設担当（電話　0568－85－6358）